**誓　　約　　書**

申請者（法人にあっては、その法人及びその法人の役員）は、温泉法第15条第２項各号に該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　年　　月　　日

申請者　住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名

庄原市長　　様

※　温泉法第15条

（温泉の利用の許可）

第15条　温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

一　この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

二　第31条第１項（第３号及び第４号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

三　法人であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

以下　略